

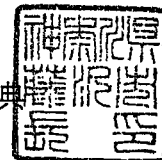
2008年(平成20年)8月29日

神奈川県知事

松 沢 成 文 様

藤 沢 市 長

海 老 根 靖 典



(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に係る環境影響
予測評価書案に対する意見について (回答)

平成20年7月22日付け環計第45号をもって照会があった標記の件につきましては、つぎのとおり回答いたします。

本市では、平成8年9月に施行された藤沢市環境基本条例に基づき平成10年に策定した環境基本計画を平成18年に改訂を行い、良好な環境の未来への継承、環境への負荷が少ない社会の実現を目指しております。

今回の環境影響予測評価書(案)に対する住民意見や公聴会の公述では、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭及び遺伝子組換え実験に対する不安などの意見が出されております。

このような状況を踏まえ、当該事業に対しては住民の安全・安心が確保されるよう十分な配慮を行い、良好な環境の保全に積極的に取り組むことが重要であると思慮いたします。

つきましては、事業者には関係法令等の遵守による環境影響評価書(案)の評価項目の達成はもとより、今後とも住民の不安解消に向けた対策及び情報の公開について積極的に取り組むことを要望します。

さらに、本市としても住民の不安解消を図ることが肝要であることから、事業者においては今後とも環境安全対策について本市との協議の継続をお願いするとともに、特に次の事項については十分な配慮をお願いします。



- 1 施設の稼働前だけでなく、稼働後も周辺住民との積極的かつ継続的なリスクコミュニケーションに努めること。
 - (1) 法令等の遵守状況及び排水・排ガス等のモニタリング結果について、市が行う住民への情報開示に協力すること。
 - (2) 見学会等の実施を行うなど、周辺住民との交流を図ること。
 - (3) 建築物の大規模な増築を行う場合は周辺住民に事前に周知を行うこと。

- 2 遺伝子組換え実験等に対するバイオハザード対策について、十分な対策を講じること。
 - (1) 建築物及び実験施設については地震等の災害に対応した構造とし、使用する研究材料等から予測される危険性に適合した実験機器・設備を設置し、安全性を確保すること。また、非常用電源を確保し、停電時の対策を図れるようにすること。
 - (2) 関係法令を遵守するだけでなく、これまでの研究実績から得た知見や「WHO実験室バイオセイフティーマニュアル」、「WHO実験施設バイオセキュリティガイダンス」、「国立感染症研究所病原体安全管理規定」等を十分に反映させた社内規定や作業手順書を作成し、実験を行うこと。
 - (3) 実験・研究については、社外の有識者も交えた「安全委員会」を設置し、十分に安全性等を審議したうえで行うこと。
 - (4) 災害発生時等の危機管理対策について施設面で十分対応できる措置を講じること。また、想定しうるあらゆる緊急事態に対応する危機管理マニュアルを作成しておくこと。
 - (5) 宿主、核酸供与体、ベクターとして使用する微生物等の保管及び運搬にあたっては、十分な漏出・拡散防止措置を講じること。
 - (6) 遺伝子組換え実験を行う研究者に対し、十分かつ継続的な教育を実施すること。また、危機管理については研究者だけでなく、関連会社を含めた全従業員に対する教育を行うとともに、定期的な訓練を実施すること。
 - (7) 全従業員に対し「倫理教育」を十分かつ定期的に実施し、意図的な事故の未然防止を図ること。

- 3 放射性同位元素の使用についても法令等の基準を十分満足した対策を講じ、災害の未然防止を図ること。また、前項2(1)～(7)に準じた措置を講じること。
- 4 コージェネレーションシステム及び廃棄物焼却施設については、最新の公害防止対策技術が施された施設を導入すること。また、施設の維持管理にあたっては公害防止対策に十分努めること。
- 5 排水を公共下水道に排除するにあたっては、法令や条例で定める排除基準の遵守はもとより、十分満足した排水水質とすること。また、管渠、ポンプ施設をはじめとする下水道諸施設の機能に支障を与えないこと。
- (1) 終末処理場における重金属類等の処理困難な物質については、徹底した分別回収を実施し、公共下水道には排除しないこと。また、実験に使用した微生物類については、不活性化処理を確実に行った後に排除すること。
- (2) 公共下水道への排水の排除については、その量を平準化すること。
- (3) 公共下水道への危機管理対策として、排水のモニタリングには万全を期すとともに、不測の事態に備え、公共下水道への排水の排除を回避できる措置を講じること。
- 6 事業区域にある貴重種（植物）が事業により影響がある場合は、生育環境を考慮し適地、適期に移植し保全すること。

以上のとおり、環境保全上の見地からの意見を述べます。

以上

事務担当 環境部環境管理課
総務担当 関口
電話 0466-50-3529 (直通)